

「全道交通死亡事故多発警報」の期間延長について

令和7年3月7日
北海道

項目	内容	備考
1 警報期間延長事由等	<p>(1) 交通死亡事故発生状況（警報期間中の発生）</p> <p>① 日時：令和7年3月3日（月）午前4時51分頃 場所：札幌市中央区 事故態様：人対車両（普通乗用×歩行者） 死者：1人（歩行者）</p> <p>② 日時：令和7年3月4日（火）午後4時3分頃 場所：帯広市西17条北3丁目 事故態様：右折直進（軽四乗用×普通乗用） 死者：1人（軽四乗用）</p> <p>③ 日時：令和7年3月5日（水）午後6時37分頃 場所：小樽市銭函4丁目 事故態様：右折直進（軽四乗用×大型貨物） 死者：1人（軽四乗用）</p> <p>(2) 警報期間の延長 全道交通死亡事故多発警報期間中に3件3名（3月6日現在）の交通死亡事故が発生したことから、引き続き、交通安全関係機関・団体が広報、啓発等を実施し、交通死亡事故の発生を抑制するため、3月7日、北海道知事名で全道交通死亡事故多発警報の延長を発表しました。</p>	<p>※延長発表日 3月7日</p> <p>※延長基準 全道警報期間内において、交通死亡事故の発生が鎮静化しない等、特に必要と認められる場合（7日間以内で延長可）</p> <p>※3/6現在 ・本年死者 28人 ・前年比 +19人</p>
2 警報期間	<p>令和7年3月8日（土）～3月14日（金）までの7日間</p>	
3 各機関による推進事項	<p>(1) 北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の機関への連絡 ・関係機関・団体への周知 ・関係団体等と連携した啓発活動の実施 ・ホームページやSNS等の広報媒体を活用した広報活動 <p>(2) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報車等を活用した地域住民への周知 ・公共施設等における交通事故防止啓発活動の実施 ・交通指導員等による街頭指導の強化 ・交通関係機関・団体と合同のパトライト作戦の実施 <p>(3) 北海道警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通指導取締り活動の強化 ・幹線道路におけるレッド警戒活動等の「見せる警戒活動」の徹底 ・交通安全情報の発信 ・交通安全アドバイザーを活用した情報発信や道路交通情報センターへの情報提供 <p>(4) 関係機関・団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路情報板による警報周知 ・ホームページやSNS等の広報媒体を活用した広報活動 	
4 注意事項等	<p>○ ドライバーに対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前方をよく見ながら運転し、夜間はハイビームを活用して道路上の歩行者を早期に発見して減速、停止、回避するなどし、事故を防止すること ・濡れているように見える路面は凍結している場合があることから、スピードダウンと早めのブレーキ、十分な車間距離の確保により事故を防止すること。 ・横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者がいるときは必ず一時停止すること ・交差点を通過する際は、速度を落とし、周囲の安全確認を徹底すること <p>○ 歩行者に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路を横断するときは、必ず横断歩道を横断すること ・信号機がある横断歩道は信号を守って横断すること ・横断歩道を歩行するときは、左右をよく見て、周囲の安全を確認すること 	